

## 入湯税の使途について

入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とする地方税です。

令和3年度の決算額は、農業集落排水事業繰出金、温泉施設設備改修事業、観光振興事業に充てられます。

令和3年度の入湯税収入決算額 3,604千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳					一般財源		備考
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他	入湯税	その他		
環境衛生施設の整備	農業集落排水事業繰出金	22,924					2,789	20,135		
	小計	22,924	0	0	0	0	2,789	20,135		
鉱泉源の保護管理施設	たっぶの湯中央監視装置改修工事	8,800				8,800	0	0		
	たっぶの湯井水埋設管改修工事	5,610					683	4,927		
	温泉3号井水ポンプ改修工事	1,353				1,353	0	0		
	小計	15,763	0	0	0	10,153	683	4,927		
消防施設等の整備							0	0		
	小計	0	0	0	0	0	0	0		
観光施設の整備							0	0		
	小計	0	0	0	0	0	0	0		
観光振興 (観光施設の整備除く)	観光協会補助金	3,701				3,701	0	0		
	温泉の日助成金	1,100				15	132	953		
	小計	4,801	0	0	0	3,716	132	953		
合計		43,488	0	0	0	13,869	3,604	26,015		

※ 入湯税の事業費充当額は、一般財源の割合で入湯税収入を按分して、それぞれ求めています。